

# 平成 12 年度の植物防疫事業の進め方について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 齋 藤 登のぼる

## I 新基本法における植物防疫

平成 11 年 7 月、「食料・農業・農村基本法」（新基本法）が成立した。本法は、平成 6 年のウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱において、「農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手する」とされて以来、足かけ 6 年に及ぶ関係者の議論を踏まえたものであり、食料・農業・農村を巡る情勢の変化や国民から農業・農村に寄せられる新たな期待に的確に対応すべく、その位置づけを明確にし、新たな理念の下に講ずべき施策の基本方向を明らかにしたものである。

新基本法の制定により、農政改革の方向付けはなされたわけであり、植物防疫の分野においても、新基本法に定められた理念、施策の基本方向を具体化し、着実に実施に移す関係者の不断の努力が求められている。

## II 環境に配慮した病虫害防除の推進

病虫害・雑草防除とその防除に必要な農業は、農業生産、継続的な営農に必要な不可欠な技術・資材である。しかし、前述の新基本法の中でも、「農業の自然循環機能の維持増進を図る」こととされているように、農業の適正な使用の確保の観点から、そのあり方についての見直しとその取組みが求められているところである。

このため、使用者や農産物に対する農業の安全性の確保は当然のこと、その使用に当たり水資源や大気等の生活環境についてさらに配慮する必要がある。

### 1 総合的病虫害管理の推進

病虫害防除に当たっては、高精度かつ効率的な発生予察、要防除水準の考え方や生物農薬等効率的で環境にやさしい技術の開発・普及を図るとともに、それらの技術を組み合わせつつ、病虫害の発生状況、防除コストと被害の程度を考慮し、病虫害の発生密度を経済的な許容水準以下に管理することにより、農業の使用を最小限に抑える、総合的な病虫害管理（IPM）を推進することが重要である。さらに、地域での新たな発生や、薬剤抵抗性の獲得等で従来とは異なる発生態様を示す特異的な病虫害については、地域に適応した有効な防除技術がないため、都道府県の指導のもとに、特異的病虫害について、地域に適応した防除技術への改良、新たな技術を組

み込んだ総合的病虫害管理体系のモデル地区での実証、各関係機関（農協、市町村、都道府県等）の連携による総合的病虫害管理実施体制の整備を一体的に推進し、産地等地域レベルでの総合的病虫害管理体系の確立を推進することが急務である。

### 2 より重点化した高精度・効率的な発生予察

病虫害防除を的確に実施するため、国が指定する 43 種類の病虫害に加え、各都道府県で問題となる 1,000 種類を超える病虫害について発生状況を調査し、広域な発生動向に関する情報を作成・提供してきた。

このような中、近年の環境に対する社会的関心の高まりから、さらに農業による環境への負荷を最低限とするよう、総合的な病虫害管理技術の現場への導入が図られつつあり、このような状況に対応するため、病虫害防除所が実施する発生予察の内容も各地域ごとに見直していく必要が生じている。

このため、より環境に配慮した防除を進める観点から、近年の発生状況の変化に伴い、対象とする病虫害を重点化しより効果的に実施することに加え、新たに防除指導の現場で防除要否の判断が可能な予察情報の作成提供及び技術定着のための指導を行うとともに、農家レベルで病虫害発生状況の把握が進むよう、モニタリング技術の確立、その技術を活用した調査結果の迅速な収集および発生要因に応じた技術の改良を病虫害防除所が実施し、より効率的かつ高精度な発生予察の実施に資することが重要である。

### 3 臭化メチル対策

平成 9 年 9 月に開催されたモンテリオール議定書締約国会議において、特殊用途以外の臭化メチル使用の全廃の時期が、それまでの 2010 年から 5 年早まって 2005 年となった。

これを受けて、国内の削減計画も従来よりさらにペースを前倒して進める必要があることから、関係団体、行政、試験研究機関等の関係者が、直面する問題に係る問題意識を共有するとともに、緊密な連携を図りつつ、代替技術の導入等、各般の対策の的確な実施を推進する必要があるため、「臭化メチル削減対策会議」を発足させ、重点的な対応を行っていくこととしている。

## III 鳥獣害対策の推進

鳥獣害については、中山間地域において従来より大きな問題であったところであるが、近年平野部においても

頭在化しつつあり、有効な対策の実施に苦慮している地域がみられる。

このため、鳥獣被害が著しく、従来型の被害防止対策の効果が十分でない地区や、栽培面積が小規模であったり、起伏が激しく傾斜地であることで、地形的に大規模被害防止施設の導入が困難な地区等において、鳥獣の生息密度の変化（移動状態）にも対応できる機動的な技術も組み合わせた新しいシステムを導入し、その効果を実証するとともに、地域における先進的被害防止技術の管理指導、駆除活動の取組体制の整備、地域ぐるみでの協力体制を構築することが急務である。

また、鳥獣害防止に向けた鳥獣の生態や被害回避等の知識について、広域的に都市住民や観光客を含めた県民全般を対象に、被害防止対策研修会を開催する等により啓蒙することも必要である。

#### IV 農業の安全対策の一層の推進

##### 1 農業安全使用対策

農業の自然循環機能の維持増進が新たな基本法に基づく今後の農政の大きな柱の一つとして位置付けられたこともあり、従来から進めている農業使用の安全確保に加え、より環境に配慮した防除を推進する観点から、農業の適正使用の一層の徹底に努めるとともに、使い残しの農業や空容器の適切な処分の徹底を図る必要がある。

また、適正使用の推進に当たっては、農業製造メーカー、流通・販売業者、関係団体等が一体となって、各段階で着実に取り組むことが重要である。

##### 2 内分泌かく乱物質対策

化学物質の中には内分泌かく乱物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれ、動物の生殖機能等に悪影響を与えると疑われているものがある。このような物質は、非常に低濃度で野生動物の形態異常等を引き起こすとの報告がなされているが、その作用メカニズム等についてはまだ未解明な部分が多い。

農業については、従来より、登録に当たって、繁殖毒性試験、催奇形性試験等生殖能力や次世代への影響に関する試験成績の提出を義務付け、それらを基に厳正な検査を行いその安全性を確認しているところである。しかしながら、化学物質の内分泌かく乱作用は新しい知見であり、農業と内分泌かく乱作用の因果関係についても、現在のところ明確になっていないことから、農業のより一層の安全性を確保するため、農業の内分泌かく乱作用を引き起こす可能性の、迅速かつ効率的に判別する技術を確立するとともに、水系環境中での内分泌かく乱物質の挙動を把握解析することとしている。

#### V 植物検疫の円滑な実施

植物検疫については、輸入禁止植物の解禁を求める海外からの要請は相変わらず多く、さらには解禁条件の変更要求も増加しているところであるが、今後とも、国際的なルールを尊重しつつ、かつ、海外からの病虫害の侵入を防止し、我が国農業の安全を確保するとの観点から、堅実に対応していくことが重要である。

特に、検疫の対象とならない病虫害である、「非検疫有害動植物」については、現在63種を指定しているところであるが、EU、オランダ、米国、韓国等の諸外国から、我が国の考え方を含め、早急に改善を図るよう強い指摘が相次いでおり、この対応を引き続き検討していく必要がある。

また、米国との間で問題となっていた輸入解禁に当たっての品種別試験について、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS協定)に整合した措置に改めるべきであるというWTO勧告が昨年3月に採択されたことから、我が国は昨年12月をもって、従前の品種別試験の仕組みを廃止することによりこの勧告を実施したところである。これに伴い、コドリリングの侵入を防止する新たな検疫措置について、米国と調整を進めているところである。

#### VI 関係者との連携による事業の推進

植物防疫事業においては、発生子察事業等、関係者が連携して推進しなければ実効が上らない事業が多い。近年は急速な勢いで情報化が進展しており、様々な情報を低コストで入手することが可能となっており、これらの情報を関係者が共有し、意見・情報の交換およびその分析を行うことにより、円滑に事業の実施を図ることが重要である。植物検疫を担当している植物防疫所と国内関係都道府県の病虫害防除関係者とこれまで以上に連携を図り、情報・知見の交換を行いながら業務を推進することが必要である。

現在、日本植物防疫協会において運用を行っているJPP-NETについても、ただの連絡の場ではなく、その中でどのような情報を流通させ、それを関係者がどのように使いこなすかが今後の運用の成否の鍵となる。

農業者、都道府県、国及び民間の枠、あるいは行政、研究および普及の枠を越え、植物防疫に関するすべての関係者が一体となった取組みが今ほど求められている状況はない。植物防疫課等国の関係機関もその先頭に立って努力していく決意であるが、本誌の読者の方々をはじめ、関係者におかれては、我が国の植物防疫の発展とそれによってもたらされる我が国農業の発展に、一層のご支援とご理解をお願いしたい。